

八戸市告示第66号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第55条の3第3号の規定により告示する。

令和8年3月18日

八戸市長 熊谷 雄一

名称	所在地	辞退年月日
ルミナデンタルクリニック	八戸市大字田面木字上田面木20-43	令和8年3月1日